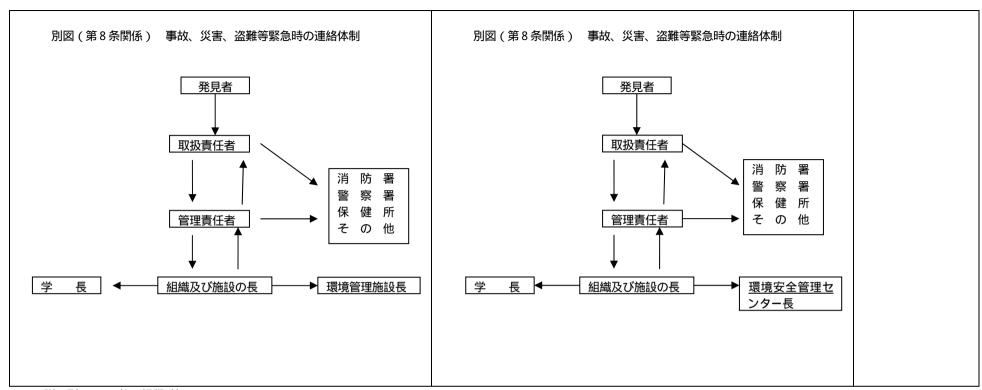
国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
	CXLE	1/81/5
国立人子法人来京長工人子母初・劇初の取扱いに割りる規程 平成16年4月1日		
16 教 規程第69号		
10 教 税性第695		
第1条 省略	第1条 省略(現行どおり)	
(定義) 第2条 省略	(定義) 第2条 省略(現行どおり)	
	2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4	
条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、	条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、	
第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学	第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学	
博物館、同条第3項に規定する環境管理施設、放射線研究室及び第11条に規	博物館、環境安全管理センター、放射線研究室及び第11条に規定する附属施	
定する附属施設をいう。	設をいう。	
70 01131-313130		
第3条~第7条 省略(現行どおり)	第3条~第7条 省略(現行どおり)	
第8条 取扱責任者は、その取扱に係る毒物・劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。 2 省略(現行どおり) 3 省略(現行どおり)	第8条 取扱責任者は、その取扱に係る毒物・劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。 2 省略(現行どおり) 3 省略(現行どおり)	
第9条 省略(現行どおり)	第9条 省略(現行どおり)	
第10条 組織及び施設の長は、立入検査の結果を、学長及び <u>環境管理施設の長</u> に報告するとともに、検査の結果、是正改善措置をとる必要があると認めた場合は、直ちに当該管理責任者に対し、その措置を求めるものとする。	第10条 組織及び施設の長は、立入検査の結果を、学長及び環境安全管理セン <u>ター長</u> に報告するとともに、検査の結果、是正改善措置をとる必要があると認めた場合は、直ちに当該管理責任者に対し、その措置を求めるものとする。	
第11条 省略	第11条 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	



附 則(20 教 規程第70)

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。